

入札参加資格審査申請にかかるQ & A（追加受付・工種業務追加）

【共通事項】

| | 質 問 | 回 答 |
|----|---|---|
| 1 | 10年前に取得したID・パスワードを持っていますが、使用できますか。 | 平成16年度以降に取得したID・パスワードは使用できます。 |
| 2 | 数年前にID・パスワードを取得しましたが、わからなくなっています。どうすればよいのでしょうか。 | 再度、ID・パスワード発行申請書を提出してください。 |
| 3 | 平成17年頃にID・パスワードを取得していますが、数年間使用していません。使用可能かどうかを確認する方法はありますか。 | ID・パスワードが分かっている場合は、契約管理課へ電話をしてください。 (TEL 078-341-7711 内線4348・4334) |
| 4 | 申請の送信後に入力内容に誤りが判明したので、修正をしたいのですが、どのようにすればよいのでしょうか。 | 申請に誤りがある旨を記載したメモ等を別送書類に同封してください。県で書類を受理した後、申請を一旦お返ししますので、その上で修正をして再送信してください。 2度申請した場合、2回目以降の申請は取り消されますので、御注意ください。 |
| 5 | 「別送書類送り先情報」のページを印刷し忘れました。どうすればよいのでしょうか。 | 「別送書類送り先情報」の印刷ができなかった場合は、申請要領の最終ページに記載の送付先に提出書類を送付してください。 |
| 6 | 提出書類はどのように製本すればよいですか。 | 「別送書類送り先情報」に記載の提出書類のうち、提出の必要がある書類に目印（マーカー）を付けたうえで、記載順に上から下へ重ねて、クリップ留め（書類の厚さにあわせて、ゼムクリップかダブルクリップ）にしてください。 厚さが約1センチ以上の場合は、クリップ留めは不要です。 |
| 7 | 書類の送付方法の指定はありますか。 | 指定はありません。 |
| 8 | 複数の申請者の提出書類をまとめて送付してもよいのでしょうか。 | 申請者ごとにクリップ留めしたうえで、まとめて封筒に入れて送付していただければ結構です。 |
| 9 | 電子申請の送信ができているかどうかわかりません。どうやって確認すればよいのでしょうか。 | 電子申請送信後、到達確認画面で「送信を完了しました。」とのメッセージが記載されておれば送信はできています。 |
| 10 | 補正申請をした後、審査終了の通知は届くのですか。 | 「審査終了連絡」がメールで届き、「審査の結果、合格となりました。」との記載があれば終了です。 |
| 11 | 営業所調書には必ず本店を入力する必要がありますか。 | 本店を必ず入力する必要はありませんが、本店での契約締結を行いたい場合は、必ず営業所調書に本店を入力してください。 |

| | | |
|----|---|--|
| 12 | 電子申請の受付期間を過ぎると申請はできないのですか。 | 申請受付終了日の17時以降は、追加受付の申請はできません。以降の追加受付で申請してください。 |
| 13 | 申請後、名簿登載日までに代表者の変更がある場合、どのように対応すれば良いのでしょうか。 | 登載日以降速やかに変更届を提出し変更を行ってください。 |

【建設工事】

| | 質 問 | 回 答 |
|---|---|---|
| 1 | 建設業許可通知書が複数あるのですが、どの許可年月日を入力すればよいのでしょうか。 | 入札参加を希望する工種に必要な許可業種で有効な許可のうち、最も古い許可年月日を入力してください。 |
| 2 | 建設業許可通知書の住所が以前の住所になっており、今回申請した住所と一致していません。 また、営業所も住所を変更していますが、何か提出する必要があるのでしょうか。 | 建設業許可証明書又は変更後の内容が確認できる建設業許可申請書変更届出書の写しを添付してください。 なお、変更届出書の提出については、建設業許可通知書の内容から数回変更がある場合、その経緯がわかるように数回分を提出してください。 営業所の住所変更については、建設業許可申請書変更届出書を添付してください。 (申請書の営業所調書に入力している営業所以外の営業所にかかる変更届出書は不要です。) |
| 3 | 「有資格者数」に土木施工管理技士の資格者数の入力欄がないのですが入力しなくても良いのでしょうか。 | 入力欄のある資格者数のみ入力してください。 様式に記載のない資格については、入力不要です。 |
| 4 | 監理技術者数と主任技術者数は、総合評定値通知書の技術職員数に一致させないといけないのでしょうか。 | 工種ごとの実際の人数を入力してください。 総合評定値通知書とは一致していなくても構いません。 |
| 5 | アスファルト舗装工事の入札参加希望をしたいのですが、必要な舗装工事業の許可は本社のみ取得しています。 〇〇支店は許可を取得していませんがアスファルト舗装工事の入札参加希望はできますか。 | 申請書の営業所調書に入力をする本社及び営業所のすべてに、舗装工事業の許可が必要です。 ついでに、舗装工事業の許可を取得していない〇〇支店を営業所調書に入力する場合は希望できませんが、本社のみを営業所調書に入力される場合は希望できます。 |
| 6 | 工事経歴書に記入する工事の対象年度はいつですか。 | 申請日現在で有効な総合評定値通知書の経営事項審査の受審対象期間と同じ2年又は3年間の工事を記入してください。 |

| | | |
|---|--|--|
| 7 | 株主（出資者）調書は、建設業許可更新時に提出しておらず、新規申請当時のものもかなり前で持っていないのですが、どうすればいいのでしょうか。 | <p>株主（出資者）調書は、新規の建設業許可申請のとき及び許可更新申請時に内容に変更が生じたときに届出する書類です。</p> <p>申請当時の書類がない場合は、建設業許可申請書の様式第14号をダウンロードして、作成のうえ、「申請当時の書類ではありませんが、建設業許可申請時と同一内容です」と添えてください。また、変更が生じている場合は「変更後の内容です。」として現況に合うよう作成してください。</p> <p>なお、建設業許可更新時に変更漏れであれば、各土木事務所建設業担当課等にご連絡ください。</p> |
| 8 | 「関係する会社」について、組合に所属している場合も、該当しますか。 | 所属している組合自体が建設業許可を持っている場合は、「関係する会社」に該当しますので、誓約書の提出と業態調書の電子申請をお願いします。 |

【測量・建設コンサルタント等業務】

| | 質 問 | 回 答 |
|---|---|---|
| 1 | 建設コンサルタントと補償コンサルタント業務について、国の登録をしていない場合も入札参加の希望はできるのでしょうか。 | 入札参加希望はできます。 |
| 2 | 財務諸表は消費税込ですが、測量等実績高は消費税抜きの金額で入力するのでしょうか。 | 消費税抜きの金額で入力してください。 |
| 3 | 「登録等を受けている事業」欄に入力をしたい登録事業があるのですが、入力欄が足りません。どうすれば良いのでしょうか。 | 希望業務に関係するもののうち、主なものを3つ入力してください。 |
| 4 | 個人事業主ですが、資本金や株主資本の入力は必要ですか。 | <p>個人事業主の方は、資本金の入力は不要です。</p> <p>株式資本の入力については、申請要領P33、P34を参照し入力してください（不要な場合もあります。）。</p> |
| 5 | 「国土交通省登録技術者資格」の人数は、重複計上できますか。 | <p>例えば、1人が橋梁（鋼橋）点検をできる資格を複数取得している場合は、重複計上しないでください。</p> <p>一方、一級構造物診断士の資格を取得している人が、橋梁（鋼橋）の点検、診断と橋梁（コンクリート橋）の点検、診断それぞれに重複計上するのは問題ありません。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 6 | 完成業務高内訳表の行数が不足しますが、どうすればよいですか。 | 年度ごとに1シートで作成してください。 それでも不足する場合は、1年度分を数枚のシートに分けて入力してください。 |
| 7 | 完成業務高にかかる業務委託契約書は、契約期間の変更契約書も提出する必要がありますか。 また、完成業務高内訳表に入力する必要がありますか。 | 契約期間にかかる変更契約書も提出してください。 契約期間の変更については、完成業務高内訳表には入力不要です。 |

【技術・社会貢献評価数値】

| | 質 問 | 回 答 |
|---|---|---|
| 1 | 兵庫県被災建築物応急危険度判定士の登録証の有効期限が申請時点で過ぎているのですが、認められますか。 | 有効期限の過ぎた登録証は認められません。 |
| 2 | CPDの証明書の証明期間について次の場合は認められますか。 | 対象期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで (※令和6年度の追加受付の場合、令和7年度の追加受付の場合は期間がすべて1年ずつ後ろ倒し。) |
| | ① 平成31年4月1日から令和2年3月31日の証明期間の証明書は認められますか。 | ① 認めます。 (証明期間が平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間に含まれているため。) |
| | ② 平成29年4月1日から令和元年12月31日の証明期間の証明書は認められますか。 | ② 認められません。 (平成31年4月1日以前の期間が含まれているため。) |
| | ③ 令和2年4月1日から令和6年5月1日までの証明期間の証明書は認められるか。 | ③ 認められません。 (令和6年3月31日以降の期間が含まれているため。) |
| | ④ 証明書の証明日が令和4年8月1日のものでもよいのでしょうか。 | ④ 証明期間が対象期間に当てはまっている場合は、証明日が古いものでも構いません。ただし、証明日が申請日より3ヶ月以上前の場合は、証明書に記載の要件に該当している者(1名)の雇用関係が確認できる書類(健康保険被保険者証等の写し)を添付してください。 |
| 4 | (建設工事) 要件に該当しているかわからないが、加点を希望しても良いのでしょうか。 | 加点希望はできます。ただし、要件に該当している場合に確認書類の提出が必要な項目については、確認書類の提出をしない場合、加点の希望はできません。 |

| | | |
|---|--|--|
| 5 | 障害者雇用状況報告書の報告義務があるのですが、法定雇用率を達成していない場合も加点対象になりますか。 | 法定雇用率を達成していない場合も、障害者を雇用している場合は、社会貢献評価数値の加点があります。 |
| 6 | 不当要求防止責任者講習会の受講が令和6年4月以降でも加点対象になりますか。 | ①令和6年度の追加申請の場合（令和7年2月受付まで） 令和7年9月までは加点対象にはなりません。 令和7年10月からの加点対象にはなりますので、中間年の名簿更新時に申請してください。 ②令和7年度の追加申請の場合（令和7年7月受付以降） 加点対象となります。 |
| 7 | （建設工事） 工事成績の点数を格付けに反映させるにはどうすればよいのですか。 | 契約管理課で算出し点を付します。 加点希望の有無はありません。対象期間は以下のとおりです。 ①令和7年9月30日まで 平成28年4月1日から令和6年3月31日までに完成した8年間分の工事にかかる工事成績の合計点数により平均点を算出します。 ②令和7年10月1日以降 平成29年4月1日から令和7年3月31日までに完成した8年間分の工事にかかる工事成績の合計点数により平均点を算出します。 |

【工種追加】

| | 質 問 | 回 答 |
|---|---|--|
| 1 | 現在名簿に登録している業種の他に、新しく許可業種を取得したので入札参加を行いたいのですがどうすればよいですか。 | 工種追加申請で新しく入札参加希望をする業種を追加申請してください。 また、併せて変更届により許可を受けた建設業の種類を申請してください。変更届の申請は随時できるので工種追加申請の受付開始前に行うこともできます。 なお、追加申請を行う工種は、既に名簿登録されている工種と同様に、総合評定値通知書の完成工事高が0円でない必要があります。 |

【業務追加】

| | 質 問 | 回 答 |
|---|--|---|
| 1 | 現在名簿に登載していない建設・補償コンサルタント業務について、新しく国登録を受けたので入札参加を行いたいのでどうすればよいですか。 | 業務追加申請にて新しく入札参加希望をする建設・補償コンサルタント業務を追加申請してください。 また、併せて変更届により国登録を受けた建設・補償コンサルタント業務の種類を申請してください。変更届の申請は随時できるので工種追加申請の受付開始前に行うこともできます。 |
| 2 | 建設・補償コンサルタント業務のうち、これまで国登録を受けずに入札参加希望していた業務について、新しくコンサルタントの国登録を受けたのですが、業務追加の申請は必要ですか。 | 既に入札参加希望を行っている業務については業務追加の申請は不要です。 変更届にて該当する建設・補償コンサルタント業務の国登録有無の欄を変更してください。 |